

塩釜商工会議所 ウェブページバナー広告 掲載基準

1. この基準は、塩釜 CCI ウェブページ(トップページ)バナー広告掲載取扱規程第2条に規定する「広告の種類及び範囲」の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、塩釜 CCI が掲載可否の判断を行なうものとする。

【 業種・事業所の制限 】

2. 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する業種や事業者
 - (2) 医療、医薬品、化粧品 of 広告等で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）に抵触する事業者や法律の定めのない医療類似行為を行なう施設
 - (3) 上記の規制対象以外で、社会問題となっている業種や事業者
 - (4) 消費者金融取引や商品先物取引またはこれらに類するもの
 - (5) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - (6) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く。）
 - (7) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行なうもの
 - (8) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中のもの
 - (9) 各種法令に違反しているもの
 - (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (11) 前各号のほか、掲載広告として適当でないと塩釜 CCI が認めるもの

【 内容の制限 】

3. 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
 - (1) 塩釜 CCI ウェブページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - (3) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
 - (4) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
 - (5) 他者を誹謗、中傷または排斥するもの
 - (6) 利用者を迷わせ、不安を与える恐れのあるもの

- (7) 社会的に適切でないもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- (10) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (12) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (13) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
- (14) 前各号のほか、掲載広告として適当でないと塩釜 CCI が認めるもの

附 則

1. 本基準は、平成29年4月1日から施行する。